

令和2年第2回辰野町議会定例会会議録（18日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂

2. 開会年月日 令和2年3月19日 午後2時00分

3. 議員総数 12名

4. 出席議員数 12名

1番 吉澤光雄

2番 向山光

3番 瀬戸純

4番 舟橋秀仁

5番 松澤千代子

6番 山寺はる美

7番 樋口博美

8番 池田睦雄

9番 津谷彰

10番 矢ヶ崎紀男

11番 小澤睦美

12番 岩田清

5. 会議事項

日程第1 議案第10号 辰野町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第2 議案第11号 辰野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第13号 辰野町消防団設置に関する条例等の一部を改正する条例について

日程第4 議案第14号 辰野町地域情報告知システム等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第15号 辰野町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第18号 辰野町上水道事業給水条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第16号 辰野町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第17号 辰野町介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第9 議案第19号 辰野町保育園条例の一部を改正する条例及び辰野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第20号 町立辰野病院設置等に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第 11 議案第 21 号 町立辰野病院料金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 1 号 令和 2 年度辰野町一般会計予算の歳入全部、歳出の内、  
1 議会費、2 総務費、4 衛生費の内水道費、6 農林水産業費、  
7 商工費、8 土木費、9 消防費、12 公債費、14 予備費  
議案第 2 号 令和 2 年度辰野町上水道事業会計予算  
議案第 3 号 令和 2 年度辰野町下水道事業会計予算  
議案第 8 号 令和 2 年度辰野町地域情報告知システム特別会計予算
- 日程第 13 議案第 1 号 令和 2 年度辰野町一般会計予算の歳出の内、3 民生費、4 衛生費（水道費を除く）、10 教育費  
議案第 4 号 令和 2 年度辰野町国民健康保険特別会計予算  
議案第 5 号 令和 2 年度辰野町国民健康保険診療所特別会計予算  
議案第 6 号 令和 2 年度辰野町後期高齢者医療特別会計予算  
議案第 7 号 令和 2 年度町立辰野病院事業会計予算  
議案第 9 号 令和 2 年度辰野町介護保険特別会計予算
- 日程第 14 議案第 22 号 令和元年度辰野町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 15 議案第 28 号 令和元年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 16 請願・陳情についての委員長報告
- 日程第 17 追加提出議案の審議について  
議案第 29 号 辰野町道路線の認定について  
議案第 30 号 令和元年度社会資本整備総合交付金事業町道 74 号線工事  
請負契約について
- 日程第 18 議員提出議案の審議について  
発議第 1 号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書の  
提出について  
発議第 2 号 議会広報編集特別委員会設置に関する決議について  
発議第 3 号 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書の提出につ  
いて  
発議第 4 号 新型コロナウイルス感染症対策に関する決議について
- 日程第 19 辰野町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第 20 議会閉会中の委員会の継続審査について

## 日程第 21 議員派遣について

### 6. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	武 居 保 男	副町長	山 田 勝 己
教育長	宮 澤 和 徳	代表監査委員	三 澤 基 孝
総務課長	小 野 耕 一	まちづくり政策課長	一ノ瀬 敏 樹
住民税務課長	武 井 庄 治	保健福祉課長	小 澤 靖 一
産業振興課長	赤 羽 裕 治	建設水道課長	宮 原 利 明
会計管理者	中 村 京 子	こども課長	加 藤 恒 男
生涯学習課長	西 原 功	辰野病院事務長	今 福 孝 枝

### 7. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長	中 畑 充 夫
議会事務局庶務係長	田 中 香 織

### 8. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 4 番	舟 橋 秀 仁
議席 第 5 番	松 澤 千代子

### 9. 会議の顛末

#### ○局 長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

#### ○議 長

定足数に達しておりますので、第 2 回定例会、第 18 日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。これより日程に基づく会議に入ります。

日程第 1、議案第 10 号、辰野町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 2、議案第 11 号、辰野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 3、議案第 13 号、辰野町消防団設置に関する条例等の一部を改正する条例について、日程第 4、議案第 14 号、辰野町地域情報告知システム等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 5、議案第 15 号、辰野町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、日程第 6、議案第 18 号、辰野町上水道事業給水条例の一部を改正する条例について、以上 6 議案を一括議題といたします。総務産業常任委員会における審査結果を、総務産業常任委員長、

向山光議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長（向山）

本定例会初日総務産業常任委員会に付託された議案第10号、第11号、第13号から第15号及び第18号の6件の審査結果を報告いたします。3月11日及び12日総務産業常任委員会室において委員全員が出席し、各担当課職員に内容説明を求め、質疑を行いました。議案第10号、辰野町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由は、4月から施行される会計年度任用職員制度に関し、会計年度任用職員を含む非常勤職員の任用勤務条件等について、規則で定めることから、その根拠となる委任規定を上位条例である本条例に、定めるものであります。規則として定める事項については、12月定例会における会計年度任用職員制度に関する審議において、説明を受けていることから特段質疑、討論はありませんでした。議案第11号辰野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由は地方公務員の育児休業等に関する法律において、すでに育児短時間勤務が制度化されており、辰野町においても働き方改革の一助とするために、この制度を整備するものです。すでに上伊那管内で制度化されている市町村がある中で、ほとんど利用実績がないということについて、理由についての質問があり、「0歳児保育も受け入れられていること、一日最大2時間の部分休業が認められていること、3年間の育児休業が認められていることなどから、利用がないのではないか。」との答弁でした。議案第13号、辰野町消防団設置に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由は辰野町消防団に機能別団員制度を導入するために、関係条例を改正するものであり団員の年齢上限を削除し、また機能別団員にも退職奨励金を支給するための改正をするものであります。機能別団員について、導入を義務付けるものではないとの説明がありました。「機能別団員の条件、職務等について一定の基準を設けるべきではないか。」との指摘があり、「分団長会で検討していく。」との答弁でした。議案第14号、辰野町地域情報告知システム等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由は辰野町は放送法の規定に基づいて有線放送一般事業者として登録し、行政チャンネルの放送を行っていますが、その登録を廃止し町はLCV株式会社に有線放送テレビジョン放送業務を依頼し、放送番組の提供のみを行う業務形態に変更することから、関係する条例の一部を改正するものです。これに伴い設置が義務付けられていた、年1回開催の有線テレビジョン番組審議会を廃止した後の対応についての質問に対し

て、「広報たつものについて審議していた、年2回開催の広報企画委員会において、テレビジョン放送番組についても協議していく。」との説明がありました。議案第15号、辰野町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由は国の関連法令の改正に伴い住民票除票の記載事項に関する証明の交付規定の整備、番号通知カードの再交付が廃止されたことへの対応、給水装置工事事業者の更新制度が導入されたことへ対応するために条例改正するものです。「住民票関係で実質的な改正内容があるのか。」という質問に対して、「住民基本台帳法の規定において住民票除票の保存年限が5年から150年に変更になる。」との答弁でした。議案第18号、辰野町上水道事業給水条例の一部を改正する条例について、提案理由は水道の基盤強化、将来にわたって安全な水を安定的に供給するために水道法が改正され、給水装置工事事業者について、5年ごとの更新制度が導入されたことに伴い条例改正するものです。対象となる工事店は89社で、そのうち町内は16社、また令和2年9月までに10社が更新対象であるとの説明がありました。以上、総務産業常任委員会に付託された条例審査6件は、すべて委員全員一致で可決すべきものと決しました。

○議 長

委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより、議案第10号、辰野町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第10号、辰野町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例については委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第11号、辰野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につ

いてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第 11 号、辰野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 13 号、辰野町消防団設置に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第 13 号、辰野町消防団設置に関する条例等の一部を改正する条例については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 14 号、辰野町地域情報告知システム等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第 14 号、辰野町地域情報告知システム等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 15 号、辰野町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第 15 号、辰野町手数料徴収条例の一部を改正する条例については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 18 号、辰野町上水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第 18 号、辰野町上水道事業給水条例の一部を改正する条例については委員長報告のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 16 号、辰野町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 8、議案第 17 号、辰野町介護保険条例の一部を改正する条例について、日程第 9、議案第 19 号、辰野町保育園条例の一部を改正する条例及び辰野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 10、議案第 20 号、町立辰野病院設置等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 11、議案第 21 号、町立辰野病院料金条例の一部を改正する条例について、以上 5 議案を一括議題といたします。福祉教育常任委員会における審査結果を福祉教育常任委員長、瀬戸純議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長（瀬戸）

それでは福祉教育常任委員会における審査結果を報告いたします。議案第 16 号、辰野町災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由は、阪神淡路大震災の後に創設された災害弔慰金の支給に関する法律、国の法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、条例の一部を改正したいとのことです。説明では高齢化等の理由により、償還金の支払いができなくなってきた場合等のために、償還金の支払猶予と支払い困難な理由を本人や保証人に報告を求めることや、本当に支払いが困難なのか、町側が資産状況などを閲覧もしくは資料の提供を、求めることができるようになることを新たに加え、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査、審議するための審議会などを設置するよう、努めるように法改正がされたので、第 16 条の委任の条項を 17 条に移し、16 条の見出しを支給審査委員会と改め、辰野町災害弔慰金等支給審議委員会を新しく設置するとのことです。質疑では、「辰野町災害弔慰金等支給審議委員会とは何か。」との質問に対し、「災害が原因での死亡なのか調査等をするため、町長が必要があると認めた時は、審議委員会を設置し災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査、審査する事ができるようにするもの。」との答弁でした。議案第 17 号、辰野町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由は介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、

条例の一部を改正したいとのことです。説明では国の政令が今年度末に第1号被保険者65歳以上の方についての保険料の減額、賦課にかかる保険料率を定める期間を、令和元年度から令和2年度までに改め保険料の軽減強化として、令和2年度における第1、第2、第3所得階層の方に対する保険料率と年額保険料を定めるとのことです。特に質疑はありませんでした。議案第19号、辰野町保育園条例の一部を改正する条例及び辰野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由は子ども子育て支援法の趣旨に沿って、組織の見直しを行うため条例の一部を改正したいとのことです。説明ではヨゼフ幼稚園が4月から新制度へ移行することもあり、施設型給付となる保育園の運営管理は今まで保育園運営委員会だったが、法改正により子ども子育て会議に統合することとなったため、条例から保育園運営委員会と費用弁償・委任の項を削り、日額で支給する報酬の保育園運営委員を削るとのことです。特に質疑はありませんでした。議案第20号、町立辰野病院設置等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由は、診療科目の変更及び令和2年度から訪問看護事務事業を、町立辰野病院事務会計へ移行するため条例の一部を改正したいとのことです。説明では診療科目の放射線科、理学療法科を削り泌尿器科を加えた、また附帯事務として辰野病院に訪問看護ステーションを設置事項に載せるとのことです。特に質疑はありませんでした。議案第21号、町立辰野病院料金条例の一部を改正する条例について、提案理由は、特別室使用料について一部を除いて、金額を画一化するために条例の改正をしたいとのことです。説明では、平成25年度に一度改正をしてから現在に至っている、地域支援病床を増床するにあたって、部屋の機能は同じなので運用の中で部屋移動など利便性等を考えて、8,000円と3,000円の2通りに統一したいとのことです。質疑では「2,500円の部屋が3,000円になるなど値上がりする部屋がある、3,000円に統一する理由は何か。」との質問に対し「近隣の病院の室料と比べて2,500円は安いので3,000円とした。入院患者の所得の層が低いことを考え、患者さんのことを考えた金額設定とした。」との答弁でした。以上福祉教育常任委員会へ付託された条例審査5件は、全て全員一致にて可決すべきものと決しました。

○議長

委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより、議案第 16 号、辰野町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 16 号、辰野町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 17 号、辰野町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 17 号、辰野町介護保険条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 19 号、辰野町保育園条例の一部を改正する条例及び辰野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 19 号、辰野町保育園条例の一部を改正する条例及び辰野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 20 号、町立辰野病院設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であり

ます。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第 20 号、町立辰野病院設置等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 21 号、町立辰野病院料金条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第 21 号、町立辰野病院料金条例の一部を改正する条例については委員長報告のとおり可決されました。日程第 12、議案第 1 号、令和 2 年度辰野町一般会計予算の歳入全部、歳出の内、1 議会費、2 総務費、4 衛生費のうち水道費、6 農林水産業費、7 商工費、8 土木費、9 消防費、12 公債費、14 予備費、議案第 2 号、令和 2 年度辰野町上水道事業会計予算、議案第 3 号、令和 2 年度辰野町下水道事業会計予算、議案第 8 号、令和 2 年度辰野町地域情報告知システム特別会計予算以上 4 議案を一括議題といたします。総務産業常任委員会における審査結果を総務産業常任委員長、向山光議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長（向山）

本定例会初日、当委員会に付託されました、議案第 1 号から議案第 3 号までと、議案第 8 号についての審査状況を報告します。3 月 11 日午前 9 時から全員協議会室において、総務産業常任委員会及び福祉教育常任委員会の合同委員会を開催し、委員全員出席のもと町長、住民税務課及びまちづくり政策課の担当者から、令和 2 年度辰野町一般会計予算のうち、歳入全部についての説明及び質疑を行いました。

また同日午前 10 時 40 分及び 3 月 12 日午前 9 時から、総務産業常任委員会室において委員全員が出席し、担当者の出席のもと慎重に審査を行い、3 月 13 日午前 9 時から 5 箇所について現場調査を実施しました。以下その概要を報告します。議案第 1 号、令和 2 年度辰野町一般会計予算に関しての審査結果を報告します。歳入については全議員出席の合同委員会でしたので報告を省略します。また当委員会では歳入に関しての質疑は特にありませんでした。2. 歳出に関する主な質疑について報告します。1 款議会

費については特記すべき質疑はありませんでした。2 款総務費については辰野高校、信州豊南短大への教育環境整備支援とあわせて、地域おこし協力隊員を 1 名配置して地域、企業等とのコーディネートを進めるとの説明があり、隊員の応募状況などについて質問がありました。「庁舎改修を大規模改修でなく、個別改修を進めるための基本設計を行うことについて、優先される改修は何であると考えるか。」の質問に対して、「エレベーター設置とトイレの洋式化である。」との答弁でした。住民参加型防災マップ作成については、大城山山系を対象にしたいとのことでした。インターンシップコーディネート業務、たつのごとフェス運営業務、まち掘り起こしマップ等制作業務、若者交流事業、休眠不動産見学会・相談会等委託、ライフスタイルサポート業務、関係人口創出セミナー等の地方創生推進交付金事業として行われる事業について、その事業の目的、内容、委託先、実施時期等について質問があり、その結果を含めて整理し可視化することを要望しました。信州伊那谷つながりとしごと創出事業についての質問に対して「平成 29 から 31 年に伊那市、箕輪町、南箕輪村、宮田村の枠組みで定住自立圏として取り組まれた事業が終了し、新たに辰野町を含めた枠組みで取り組まれる。」との説明がありました。情報通信における主要システムの更新についての質問に対して、「概ね 5 年で更新し、引き続き保守を受けられるものについては再リースをしている。」との答弁があり、主要システムの構成と更新時期などについて可視化することを要望しました。4 款衛生費の内水道費については、すでに町へ統合された簡易水道と、令和 2 年度に統合する簡易水道の、建設改良にかかる起業債償還金を上水道事業会計へ繰り出すものであるとの説明がありました。6 款農林水産業費については、「県農業委員会協議会から女性委員の登用についての要望があったこと。」についての質問に対して、「町では 3 人の女性委員がおり通常の審査のほかに遊休荒廃農地に対する考え方やエゴマのレシピ開発など女性の視点で気づかされるものも多い。むしろ女性からはなぜ男でなければいけないのか、男も女も農業をやる上では一緒ではないかという意見もある、女性のルートから入ってくる情報もある。」との説明でした。六次産業化農業指導を担当する新たな地域おこし協力隊員の関わりについて、「人・農地プラン策定にあたって地域の人達だけでよいのか。」「もう少し俯瞰的に地域の特性等見た上でアドバイスできる人を求めてもよいのではないか。」との意見が出されました。六次産業化、食の革命プロジェクトについて「ゴールをどのように考えているのか、独自に動く事業体ができるのか、人材が育つとかがひとつのゴールと考えるが。」との質問

に対して、「例えばマツタケが沢山あるものをどう生かすか、もう少し違う価値を高めようそのための保存性、さらに加工したり時期をずらしたりということで、一億円出荷しているものを世に出したいというのがスタートで、その他に日本酒、シードル、あんぼ柿、電解水などに展開している。もうしばらくは補助金として出す中で、芽的なものを育てていき最終的にそれが独立し広く認知され、辰野のブランドとなることを期待したい。一つにドラゴンシードルはりんごとブルーベリーで評価されている。」との答弁でした。これを受けて「町の農業政策はこういうものである、将来こういうものにしていくのだ、というものをまとめていく必要があるのではないか。」との意見が出ました。観光政策を含めた農業の六次産業化や、農業のビジョンについて体系化をするべきであるとして、別途町長へ要望することになりました。土作りセンターの今後についての質問に対しては、「処理方式を変更することによって普通に運転できるようになった。運営委員会において短期、長期の方針を打ち出したい。」との答弁でした。かやぶきの館についてはコロナ問題を含めて経営的に心配であるとの指摘がありました。また改めて定期的に経営状況の報告を求めることについて指摘がありました。森林環境譲与税の活用と森林経営管理制度についての質問に対して「新年度補正によって、森林環境譲与税の基金を取り崩し、当初予算と合わせて森林の所有関係等の確認から進めていく。」との説明でした。しだれ栗森林公園のトイレ工事に関する質問には「パターゴルフ場、管理棟外トイレの洋式化を行い管理棟内のトイレ様式化が残るだけになる。」との説明がありました。7款商工費については「商工会への補助金に対する成果。」に関する質問に対して「商工会からの補助金の要望に答え切れていない。町内商工業者の支援、特に相続など国の持続化補助金の採択に成果を挙げている。内向きの仕事になっている中で新たな支援として何ができるか相談している。」との答弁でした。「商工会の経営指導員、町の企業相談員、フューチャーセンターという町の人的パワーの連携は、どのようになっているか。」との質問に対して、「企業支援といってもさまざま新規企業、継続、支えていくなどそれぞれの役割分担で行っている。」との答弁でした。商工会への補助のあり方等については、別途議論することになりました。「地方創生推進交付金事業の中で行われるメッセ辰野の開催について。」の質問に対して、「小学校、高校へも広げたいが中学が受け入れ態勢が一番ある。」「たつのごとフェスからさらに深い学びにつなげる。」「継続して実施できるようにパッケージとして学校へ渡していく。」との答弁があり、継続していくには学校、教育委員会側の

共通認識が必要であるとの指摘がありました。体験型インターンシップの今後の見通しについての質問に対して、「若者は必ずしも大企業志向ではない、しかし中小企業を知る機会がなくマッチングに結びつかない。学生側のニーズはあってもインターンシップを受ける企業が少ない。企業側に中長期のビジョンがあって、その一部にツールとしてインターンシップを活用するという視点が必要。町外企業に引き合いもあり、3年度からは授業の独立を目指す。協力隊などとして辰野で暮らしたり、首都圏で辰野の会がつくられたりしている。」との説明がありました。町の観光事業について、観光パンフレットよりもホームページを魅力ある充実したものにすることを、重点的に行うべきであるとの指摘がありました。8款土木費については道路網計画検討委員についての質問に対しては、議員の参加の要請を含めて全協へ報告するということでした。大規模盛土造成地変動予測調査業務についての質問に対しては、「町内4箇所が該当し危険であるかどうかの調査を行う。」との答弁でした。除雪委託に関して暖冬で降雪のない場合の対応として、重機のリース料等について経費として保証しているとの説明がありました。荒神山体育館の改修工事については耐震化を含み、補助金のつき具合で単年度でできるが不確定であるとのことでした。北沢工業団地東の遺跡調査については、調査報告書の作成が残っているが企業誘致は可能であるとのこと、企業からの引き合いについての質問には、「引き合いはあり東西線への取り付け等検討しながら進めていく。」との答弁でした。9款消防費については消防団備品購入についての質問に対し「緊急防災、減債事業債が最収入となることからポンプ積載車2台を購入し、防火衣20セットを購入する。」との答弁でした。12款公債費、14款予備費については特に質疑はありませんでした。一般会計の歳入全部及び歳出の内、当委員会に付託された部分について特に異議はなく、採決の結果、委員全員一致により可決すべきものと決しました。議案第2号、令和2年度辰野町上水道事業会計予算の審査について報告します。令和2年度から簡易水道が上水道事業に統合されることから、それぞれの事業を款で区分していること、また簡易水道が令和2年3月31日をもって打ち切り決算となることから、官庁会計における出納閉鎖期間に相当する収入、支出見込みについて、今年度限りの特例的収入、支出として計上してあることについて説明がありました。質疑では、料金収納率の動向についての質問に対して「収納率は現年度分ほぼ99%、過年度分35%を見込み、少し上がるかという状況である。」との答弁でした。また上水道への統合に伴う、旧簡易水道側の地元との連絡調整にあたる簡易水道等支援

員についての質問に対して、「ある程度町の職員で対応できる体制が取れるまでということで、協議しながら対応する。」っていう答弁でした。特に異議はなく、採決の結果委員全員一致により可決すべきものと決しました。議案第3号、令和2年度辰野町下水道事業会計予算について報告します。令和2年度から地方公営企業法を適用するとともに、小野特定環境保全公共下水道事業と農業集落排水事業を公共下水道事業へ統合することから、それぞれ令和2年3月31日をもって打ち切り決算となることから、上水道事業会計予算と同様今年度限りの特例的収入、支出を計上してあることについて説明がありました。また資本的収支不足額を補填するための補填財源、いわゆる内部留保資金は損益勘定留保資金、消費税資本的収支調整額、利益剰余金、引継ぎ金で構成されること、このうち引継ぎ金は法適化初年度のみ認められるもので、約3億9,000万円あり4費目合計で約6億8,000万円となり、資本的収支不足額約3億3,170万円は引継ぎ金のみで補填できるとの説明がありました。質疑では今後の収支見通しについての質問に対して、「3条予算において経費の節減によって純利益の計上、内部留保の増額が見込めるので、そんなに暗い見通しではない。」との答弁でした。特に異議はなく採決の結果、委員全員一致により可決すべきものと決しました。議案第8号、令和2年度辰野町地域情報告知システム特別会計予算の審査について報告します。告知システムの受信機についての質問に、「総数3,450台で在庫は約300台ある。」との答弁でした。「将来的にシステムをどうしていくのか。」という質問に対しては、「通信回線にドコモのフォーマとエーユーの2つを使っているが、2026年にドコモのフォーマのサービスが受けられなくなる可能性がある、情報の入手手段として違うものを想定していくのか、次年度広報企画委員会で意見をいただきながら検討していきたい」との答弁でした。2026年に向けてシステム変更を検討するには残された時間は迫りつつある、システムを変えるには大きな費用がかかること、急激に進歩している中でどのようなシステムが有効なのかを検討するには、受け手側の意見だけでなく俯瞰する立場から専門的、技術的な知見を広く求めて検討すべきではないかと意見がまとまり別途町長へ要望することになりました。特に異議はなく採決の結果、委員全員一致により可決すべきものと決しました。なお先にも述べましたが、審査の中から次の2点について町長宛要望書を提出しました。1. 農業政策におけるビジョンの体系化、見える化を進めることについて、辰野町においては農業振興についてのさまざまな施策が取り組まれ住民の活動も進んでいる。しかしそれらの関係性が体系的にわかりにくくそ

の先の目指すビジョンも見えていない。そこで農業をめぐる行政や生産者、流通、消費者のそれぞれの取り組みやその成果、ニーズ、課題を体系的に明らかにし全体を可視化、見える化するとともにその目指すビジョンを明らかにすることを要望する。2. 地域情報告知システムの更新に関する検討の推進について、地域情報告知システムは町の広報通信手段として中核的な役割を果たしてきたが、更新時期を迎えつつある。技術が急激に発展を続ける中で、多大な費用を要する地域情報告知システムの更新に関して、技術的知見を有する専門家を含めた新たな組織を、早期に立ち上げ検討を加速することを要望する。総務産業常任委員会に付託された、令和2年度予算4件の審議結果は以上のとおりです。

○議長

委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。日程第13、議案第1号、令和2年度辰野町一般会計予算の歳出の内、3 民生費、4 衛生費、10 教育費、議案第4号、令和2年度辰野町国民健康保険特別会計予算、議案第5号、令和2年度辰野町国民健康保険診療所特別会計予算、議案第6号、令和2年度辰野町後期高齢者医療特別会計予算、議案第7号、令和2年度町立辰野病院事業会計予算、議案第9号、令和2年度辰野町介護保険特別会計予算、以上6議案を一括議題といたします。福祉教育常任委員会における審査結果を福祉教育常任委員長 瀬戸純議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長（瀬戸）

それでは本定例会初日に当委員会に付託された令和2年度予算関係の議案第1号、歳出の内、民生費、衛生費、教育費及び議案4号、5号、6号、7号、9号について審査状況を報告いたします。3月12日午前10時40分から、福祉教育常任委員会室において、委員全員出席し町長及び関係課担当職員出席のもと審査を行いました。また翌日の3月13日午前9時から、福祉教育常任委員会室において委員全員出席し町長及び関係課担当者職員出席のもと審査を行い、同日午後1時から欠席者1名を除く委員全員出席のもと慎重に審議を行い、13日午前9時から3箇所の現場調査を実施いたしました。また同日午後2時50分から福祉教育常任委員会室において委員全員出席し、教育長及び関係課担当職員出席のもと審査を行いました。以下質疑を中心にその概要を

報告いたします。議案第1号、平成29年度辰野町一般会計予算についての審査、はいすいません、歳出の内の民生費について報告します。「社会福祉費では町社会福祉協議会負担金の内容は。」との質問に対し、「地域福祉推進のための事業として委託している。」「採算の取れない部分として社協職員の人件費を町が負担している。」との答弁でした。老人福祉費について「介護用品購入助成事業の内容を聞きたい。」との質問に対し、「住民税非課税世帯で要介護2から5の認定を受けている65歳以上の在宅高齢者、要介護2、3認定者は月額3,000円、要介護4、5認定者は5,000円、紙おむつやリハビリパンツ等。」との答弁でした。児童福祉総務事務費について、「前年度比4,179万1,000円の増額の主な理由は。」との質問に対し、「保育料の無償化と特定教育保育施設制度への移行による町が委託する形になったヨゼフ幼稚園への施設型給付費負担金が主な増額。」との答弁でした。次に衛生費について報告します。予防費の保健衛生予防事業について、新予防接種、ロタウイルス予防接種（経口ワクチン）、任意接種が令和2年10月から令和2年8月1日以降に生まれた子どもに対して接種を行う。予防接種の種類が2種類あり、医療機関によって接種の種類が違ふとの説明がありました。聖地管理費について、「町営霊園合葬式墓地建設工事とあるが内容は。」との質問に対し、「合葬墓地の設計管理及び工事費を一括してプロポーザル方式で業者選定をする。」との答弁でした。町保健対策推進事業について、「骨髄移植支援事業の内容は。」との質問に対し、「長野県では平成31年度から事業を行っているが、市町村で実施しないと本人に補助がいかないの、当町でも事業を行うこととした。」との答弁でした。健康増進事業について、「健康ポイントの内容の変更及びポイント交換人数見込みの根拠は。」との質問に対し、「職場の検診や人間ドッグや日頃チャレンジしている健康づくりも必須項目とし、国保の健康ポイント交換率を根拠として、交換人数1,000人を見込んだ。」との答弁でした。次に教育費について報告します。教育委員会事務について、「校務支援システムを導入することだが内容は。」との質問に対し、「通知表や指導要領などを作成、管理でき連絡も取り合えるシステム。」との答弁でした。図書館費では、「辰野図書館1階エアコン改修工事等の内容は。」との質問に対し、「現在は冷房だけのエアコンが6台と灯油使用の暖房機を3台所有しているが、電気での冷房機に改修する。」との答弁でした。文化財保護費では、天然記念物再生事業委託料で、小野しだれ栗自生地内2.2ヘクタールでのしだれ栗以外の木及び下草払いを、4年間かけて行うとの説明がありました。たつの未来館運営事業では、「地域おこし協力隊員を3人

とするとのことだが、たつの未来館運営に特化した協力隊員を増やすのか。」との質問に対し、「たつの未来館を拠点に町全体のスポーツ振興を担ってもらおう。」との答弁でした。「来年度中に指定管理にしたいとの説明だが経営経過が見えない町職員と地域おこし協力隊、委託業者との話し合いが行われてきたのか。」との質問に対し、「三社の話し合いが行われてこなかったもので、今年1月に初めて1回行った。」との答弁でした。また「指定管理あり気で考えるのではなくさまざまな経営方針を検討、検証し進めていくべきだ。」との質問に対し、「指定化にあり気ではなくゼロベースから今後を考えていきたい。」との答弁でした。今までの事業経営のさまざまな角度からの検証、検討が見えず、今後の計画も見えてこないとの意見が出され別途要望書を町長宛に提出いたしました。以上、本定例会福祉教育常任委員会に付託された令和2年度一般会計予算は賛成4、反対1により可決すべきものと決しました。次に特別会計予算について報告いたします。議案第4号、令和2年度辰野町国民健康保険特別会計予算についてであります。公費である前期高齢者交付金等の増加による県全体の納付金が減少しこれにより県へ納める事業費納付金が減額算定されたこともあり、前年度7,947万円下回る総額予算20億1,002万円となった。歳入では定年後の再就職、再雇用などで国保加入者の減少や後期高齢者への移行人数の増があり、被保険者数の減が見込まれる中、保険税の減額が見込まれ、基金繰り入れは計上しないとの説明を受けました。歳出では県に納付の事業費納付金は、昨年度比7,282万円あまり減額となったが、依然として町国保会計は厳しい見通しとなっているとの説明でした。質疑では「基金繰り入れがゼロという予算だがその理由は。」との質問に対し、「事業費納付金の減額が大きくまた定年退職後も就労する高齢者の増加や後期高齢者への移行人数増により、今後国保加入者が減ってくると見込んでいる。今後のことを考え基金繰り入れはなしとした。」との答弁でした。採決の結果全員一致で可決すべきものと決しました。議案第5号、令和2年度辰野町国民健康保険診療所特別会計予算についてであります。予算総額524万円、前年度比119万円の減額となっています。患者数の減少及び訪問診療の減少による歳入減を見込み、国保会計等からの繰り入れにより運営を行うが引き続き診療所の運営存続について検討していくとのことです。質疑は特になく、採決の結果全員一致で可決すべきものと決しました。議案第6号、令和2年度辰野町後期高齢者医療特別会計予算について報告いたします。予算総額は3億1,192万5,000円で前年度比1,935万5,000円の増額となっています。後期高齢者数の増加により医療費給付の増加が見

込まれる中、保健福祉課、国民健康保険係と協力し健康寿命延伸のための事業に取り組んでいく、また令和2年度は後期高齢者医療保険料の改定の年となり、保険料が値上がりするとの説明がありました。質疑は特になく、採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。議案第7号、令和2年度町立辰野病院事業会計予算について報告いたします。経営の安定化の一環として令和2年度より訪問看護ステーション事業会計を病院事業会計へ統合し、組織的にも病院内に組み込むことで、医療と介護の連携の強化を図る、収益的収入は21億2,985万2,000円で前年比1.7%増を見込んでおり、医業収益の入院収益は増額、外来収益は減額の見込みで前年度比0.7%減を見込んでいるということです。新設となった訪問看護事業収益は3,042万2,000円を見込み、一般会計からの繰入金は収益的収入、資本的収入合わせて4億6,700万円とし前年と同額とのことです。検診を担う医師確保ができたので力を入れていきたい、引き続き医師確保についても努力し、信頼のできる医療を提供できるように努めていくとの説明がありました。質疑では、「検診に力を入れたいとのことだが病院職員の受診は増えたのか。」との質問に対し、「増収対策チームでまずは職員の受診をと呼びかけている、増えてはきたがまだまだ難しい。」との答弁でした。採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。最後に議案第9号、令和2年度辰野町介護保険特別会計予算について報告します。予算総額は20億259万4,000円で前年度比9,412万8,000円の増額となっています。歳入では保険料、国県支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金などの増額が見込まれ、歳出ではサービス給付費など令和元年度10月に処遇改善加算など介護報酬の改定があり、増額が見込まれるとの説明がありました。質疑では、「認知症総合支援事業の認知症カフェ運営委託内容及び参加者は。」との質問に対し、「現在5箇所で開催、今年度12月末で延べ利用者は854人、委託料は現在2時間2,000円だが3,000円に上げる。」との答弁でした。また「新事業の地域介護予防活動支援事業の内容は。」との質問に対し、「地域で自主的に運動機能予防、口腔機能、認知症予防、栄養などを行っている団体やグループに対し支援をする。」との答弁でした。令和2年度は子ども、障害者、高齢者まで安心して暮らせる全世代型地域包括ケアシステムの構築をおこなうとのことだが、予算の中や説明では見えてこないとの意見が出され、別途要望書を町長宛に提出いたしました。採決の結果全員一致で可決すべきものと決しました。福祉教育委員会に付託された令和2年度予算審査に関する議案の審査結果は以上のとおりです。なお今回の委員会審査において要望事項が出されまし

たので、あわせて3件を町長要望として提出いたしました。

1. 地域包括ケアシステムの可及的速やかな構築と地域包括支援センターの活性化について、高齢者のための地域包括から障がい者、子どもなどすべての人々が安心して暮らせるために、全世代型地域包括ケアシステムを構築することのだが、なかなか進まない包括ケアシステムの構築に対して、地域包括に特化した人事や独立した地域包括支援センター、医療、福祉、介護、教育等関係機関の連携が急務と考えます。よって中核となる独立した地域包括支援センターのあり方と活性化を要望します。

2. たつの未来館運營業務の活性化と改善及び運營業務委託について、令和元年9月議会において、当該施設の運営管理及び委託等の検証、検討を要望したが、運営管理に対する具体的な改善や運營業務委託に対する誠意を持った検証、検討が可視化できていない、予算審査において教育長から指定管理あり気でなく、ゼロベースから検討することの明確な答弁があったことにより、当該施設の運営及び管理計画を、関係者連携による誠意ある検証、検討を重ね可視化していくこと、及び運營業務委託に対し多面的かつ複合的な検証、検討を要望します。

3. 新型コロナウイルスに対する町独自の対策について、世界的に猛威を振るっている新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、国や県でもさまざまな角度から住民の命と暮らしを守るための支援策を講じています。予防及び感染拡大防止の観点から、マスクやアルコール消毒液等、速やかに医療機関や福祉施設等への配布の援助をすること及び備蓄の検討を要望します。

以上要望事項3件であります。以上をもちまして委員長報告といたします。

○議 長

委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。ただいまの審査結果報告の中に要望事項等がありましたので、町長より答弁をとります。

○町 長

それではただ今、両委員会の方より要望事項がございましたので、それぞれ答えさせていただきます。まず総務産業常任委員会の方から出されました、要望事項の1件目農業政策におけるビジョンの体系化、みえる化を進めることについてでございます。

現在、町においては辰野町営農センター令和2年度からは農業振興センターに名称変更予定でございます。この営農センターを中心にですね、現状の課題の解決や施策の明確化を目指し、辰野町の食と農業、農村を確実に次代へ、次の代へつなぐために辰野町農業振興ビジョンの策定を進めております。このビジョンについては、第六次総合計画における将来目標とも共有できる内容となるよう取り組んでおります。具体的には次代、次の代へつなぐ辰野町農業、消費者とつながる辰野町の食、人と人がつながる辰野町の農業の3つの基本方針で現在内容を検討中でありまして、加えて近年農業と健康について言われている点にも注目して、施策を策定していきたいと思っております。また数値や事業の見える化、可視化できるものとなるよう進めてまいります。続いて要望事項の2点目でございます。地域情報告知システムの更新に関する検討の推進について、これにつきましては、辰野町地域情報告知システムは、町からの情報伝達手段の一つとして、平成24年4月に運用開始しまして8年が経過するところであります。防災情報システムと連携した非常時の情報伝達をはじめ地域情報、生活情報などを音声と文字で提供するとともに、緊急時には通報ボタンを押すことで救急車の要請や、家族等あらかじめ設定したところへ、電子メールを送信する緊急通報機能も備えています。数年後にはシステム機器の更新時期を迎える中、急速に進みつつある通信技術の進歩を踏まえ、費用対効果を検証しながらより効果的なシステムを導入していく必要があると考えます。システムの更新について早急に役場内に検討組織を立ち上げ、必要に応じて専門的、技術的な情報を得ながら方向性を出していきたいと考えます。また検討経過についてはその都度、外部の委員会に報告するとともに意見を求め、より良い情報伝達システムの提供方法を検討してまいりたいと考えております。続きまして福祉教育常任委員会から出されました、要望事項についてお答えさせていただきます。まず要望事項の1点目でございます。地域包括ケアシステムの可及的速やかな構築と、地域包括支援センターの活性化についてでございます。この件に関しましては介護保険制度において、介護保険の保険者は辰野町であります。地域包括支援センターはこの介護保険制度の中で、法定事項とされている地域支援事業のうち総合相談支援や介護予防ケアマネジメント、地域ケア会議、認知症施策といった包括的支援事業を行う中核的な機関として、町が設置しているものであります。今後もこの地域支援事業を活用し、高齢者の自立生活を総合的に支える保険者のサブシステムとして、地域包括支援センターが保険者機能を強化していくことに代わりありません。そして

全世代型の地域包括ケアシステムについては、決して地域包括ケアシステムの対象者を高齢者から全世代に変更するものではなく、高齢者中心の地域包括ケアシステムを着実に進めつつそこにあるコンセプト、基本的な考え方の適用を障がい者や子どもにも広げ、多様なニーズをすくい取る相談支援体制として全世代型全対象者型の地域包括支援システムを構築するものであります。団塊の世代が75歳以上となる2025年を目処に、引き続き地域包括支援センターを拠点に、地域ケア会議等を開催して、地域に必要とされる社会資源の創出に取り組むとともに、住民の生活に関連する事業については、役場内プロジェクトチームを編成して、各課の連携を強化し、その後は医療、福祉、介護、教育等の関係機関による連絡協議会を立ち上げたいと考えております。要望事項の2点目、たつの未来館運営事業の活性化と改善及び運営業務委託についてでございます。たつの未来館アラパの運営にあたっては、過去2年間の実績と課題を充分検証し、スポーツを通じた健康寿命延伸を目指すための拠点として、町民に親しまれる施設になるように関係者が一丸となって努力してまいります。アラパの開館にあわせて採用した地域おこし協力隊の任務については、これまでの総合アウトドア開発に関する活動に新たにたつの未来館の企画運営、広域アウトドア開発に関する活動を加え、隊員の発想を生かせる環境を作りながら、現在荒神山公園の管理運営に携わっている団体アラパの利用者、体育協会等を加えた検討組織を立ち上げ次年度早期に運営方針を決めてまいりたいと考えております。要望事項の3点目でございます。新型コロナウイルスに関する町独自の対策についてでございます。現在国や県から医療機関、介護施設にマスクの提供は進められておりますが、全国的に不足しておりまだ配布されていない状況です。マスク確保については今後も国、県へ要望を行ってまいります。町の備蓄物資のマスクは、今後の状況によっては配布も検討しています。アルコール消毒液については、備蓄もなく入手も難しい状況であります。まずは手洗いの励行が重要ですので、手洗いの徹底をお願いしているところであります。今後の備蓄については、それぞれの供給が通常に戻ったときに、数量等再考し備蓄を行ってまいります。あわせて町だけでなく各施設や各個人で必要数を備蓄していただくことで、今後の混乱を抑えることにもつながると考えていますので、あわせて啓発も行っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長

次に委員長報告が行われました、日程第12、議案第1号から日程第13、議案第9号

までについて一括して討論を行います。ありませんか。はい、初めに原案に反対者の発言を許可します。反対討論、小澤議員。

○小澤

令和2年度辰野町一般会計予算について反対の立場から討論をいたします。私は川島小学校の令和2年度の生徒数が全校で12名という状況を踏まえ、町長の言う3年間のチャレンジ期間である、令和3年3月を待つことなく統合を決断することによって、町がこの2年間川島地域に対して行ってきた施策を生かし、今後の川島小学校の施設を有効に活用し、地域の活性化につなげるための準備期間ができると思います。また統合による町の教育施策に及ぼす影響面から、令和2年度一般会計予算の10款、教育費の川島小学校に関する予算が今年度末をもって統合するという予算ではないとのことから、令和2年度辰野町一般会計予算について反対の立場から討論いたします。私は今議会一般質問において、3年後から町内全体で小学校1年に入学する児童が100人前後となり、1学年町内で3クラスという状況をふまえ小学校の適正規模をどのように考えているか質問しました。しかしこのことに対し来年度から保育園の適正化を先に検討する過程の中から、小学校についての状況が見えてくるだろうという回答でした。しかしこの取り組み姿勢は、川島小学校に対する結論の引き伸ばしだけでなく、それによって辰野町の教育施策をも遅らせるということの、認識の甘さではないでしょうか。また何のために川島小学校を存続させるのかについてのビジョンと、その成果についても地域の実態を総合的に勘案し判断していきたい、とのこれまでの答弁と同じで目指すべきビジョンと成果について明快な解答をうることができませんでした。このように目指すべき方向性が定まらないまま現状を続けることは、少子化が進み1学年全町で100人を切るという状況の中、10年後20年後の辰野町の学校配置等の教育面からの、適正配置の検討がなされないまま時が経過することにつながります。そのことは平成30年3月の町長の川島小学校存続、問題にいう人口減少、特に児童生徒数が加速度的に進んでしまう場合には、校舎一体型公立小中一環教育校として再編を図るとの構想についても、まだそのような危機的状況にはないとの判断でした。そして今後も多くの人のお話を聞く中で対応していきたいとの答弁でした。この町長の、多くの人のお話を聞く中で、結論を出すとのことは町政に住民の声を反映させるとのことです。ばらしいことだとは思いますが、教育面において町長の思いがないのかなあとも考えさせられます。また教育長もぎりぎりの状態になるまで、現在の保育園と小学校を確

保していきたいとの答弁をいただきました。しかし宮澤教育長から諮問を受け、平成28年7月4日の第1回会議から平成29年9月26日まで延べ27人の方々が関わり、10回にわたる会議を開催し平成29年9月26日に答申という形で宮澤教育長に提出された、辰野町立小中学校あり方検討委員会による「辰野町立小中学校あり方に関する提言書」は、どのような位置づけになるのでしょうか。教育長は5年後10年後を見据え、児童の今後の教育を考えたとき今がぎりぎりの状態だと、今ここで取り組まないと手遅れになると考え、検討委員会を立ち上げたのではないのでしょうか。そう考えるとあの検討委員会は何だったのか、検討委員会の委員の方々の提言に向けてのご努力は何だったのかという話につながるのではないのでしょうか。その提言書のはじめという始まりに、人口推計によれば辰野町は5年から10年後を展望したとき、人口減少に伴い町内小中学校の児童生徒数もさらに減少傾向が継続することが予想される。このような長期的な少子化社会の定着の中で、義務教育の質的充実を保つために、町内の小学校を統合する等により、校内で日常的に学習や生活を共にする児童生徒の人数を、ある程度確保して活気ある学校生活を送ることができるような、新しい学校の形を作ることが必要と思われる。そして提言として町立小中学校の配置及び通学区に関する事項について、学校の配置に関わる学級規模の最低基準について、辰野町の学級規模の最低基準を概ね10名としその後も増加の見通しが立たない場合、関係校の統廃合について教育委員会において検討されたい、これらを受け教育委員会において決定されたのは、平成30年2月21日の町内小中学校の今後に対する辰野町教育委員会の見解の、「川島小学校は提言どおり統合の対象として準備を進める必要がある。」と結論を出さざるを得ないになったのではないのでしょうか。普通は児童の今後の教育を考えた場合、ぎりぎりの状態になる前に、ならないための手はずをとるのが当然なことだと思います。このようなことから新学習指導要領に沿った教育を行うために、他の市町村が統合等進める中、今後10年20年先を見据えた辰野町の教育方針が決まっていないように思います。その要因のひとつが川島小学校の統合問題だと思います。現在の川島地域の児童のほとんどが西小学校通学を希望している現実、そのことが可能なため、児童の家庭も川島を離れることがないことにより川島地区の人口減少が食い止められている現実、そして最初に言いましたが、町がこの2年間川島地域に対して行ってきた施策を生かし、今後の川島小学校の施設を有効に活用し、地域の活性化につなげるための準備期間を設けるためにも、令和2年度の予算が統合に向けての予算であるべ

きと思いますが、そうでない予算であることから、令和2年度辰野町一般会計予算について反対いたします。以上です。

○議 長

次に原案に賛成者の発言を許可します。向山議員。

○向 山

令和2年度一般会計予算に賛成する立場から、討論に参加します。私の総務産業常任委員会の所管でない教育費についての討論でありますので、ご理解いただきたいというふうに思います。まず申すまでもなく議会の最大の権限、義務は何かということについて触れておきたいと思います。予算の議決、条例の制定、そしてこれらにまつわる行政の監視、提案ということであるというふうに思います。予算については行政部局町長に編成、提案そして執行する権限がありますが、議決するのは議会であり、そして議会としての対応は修正をすることができるということでもあります。こういった予算の議決、条例の制定そして行政の監視、提案ということをふまえて、今議論されている川島小学校のあり方について考えたとき、1つは先ほど指摘もありました、「辰野町立小中学校あり方検討委員会の提言書」をいかに尊重するかということと、そしてもう一方では今まで町長が言ってきた、3年間チャンスと時間をほしいというこの施策を良としてきた経過、この2つを議員として鑑みながら、考えていく必要があるというふうに思います。小澤議員のただいまの反対討論について私も理解できる部分があると思います。特に少人数学級の良さと、そうはいってもその規模において限界があるのではないかということ、あるいは川島から小学校入学前の子どもがいなくなるといふ現象は、私がかつて職員として教育委員会に勤務していたおよそ10年前から、そういう現象はすでにおきていました。そこには川島地区の住民の皆さんの苦悩が、垣間見えるわけであります。私もそういった状況の中で、川島小学校の統廃合について結論を出すという時に至ったとき、大変悩むであろうというふうに思います。一議員として責任を持った行動をしなければならないというふうに考えています。ところで今予算案を否決するという、否決しようとするの意味は何か、もし否決された場合どういう理由を述べようとも、4月1日から予算は執行できなくなります。子どもや保護者への不安はどう対応するのでしょうか。仮に今、統合を決めるとしてもさまざまな準備が必要であります。在校生をはじめ子どもへの対応を考えると、3年くらいはかかるだろうというふうに思います。単に予算に反対するというのではなく、その

反対の主張は予算の修正動議として示すのが、より責任ある立場ではないかというふうに考えます。小中学校のあり方については、引き続き熟議、熟慮をしながら深く検討していく、ということが重要であるということを描きながら、私は今ある子ども、保護者への不安を招くような予算の否決には賛成できません。令和2年度一般会計予算に対する賛成の意見として賛成討論にします。

○議長

討論を終結いたします。これより議案第1号、令和2年度辰野町一般会計予算について採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。よって原案について起立により採決いたします。委員長報告のとおり決するに賛成の方、原案可決の方はご起立願います。

(議場 起立10名)

○議長

起立多数です。したがって議案第1号、令和2年度辰野町一般会計予算については委員長の報告とおり可決されました。次に議案第2号、令和2年度辰野町上水道会計予算、議案第3号、令和2年度辰野町下水道事業会計予算、議案第4号、令和2年度辰野町国民健康保険特別会計予算、議案第5号、令和2年度辰野町国民健康保険診療所特別会計予算、議案第6号、令和2年度辰野町後期高齢者医療特別会計予算、議案第7号、令和2年度町立辰野病院事業会計予算、議案第8号、令和2年度辰野町地域情報告知システム特別会計予算、議案第9号、令和2年度辰野町介護保険特別会計予算、以上8議案についてを一括採決いたします。お諮りいたします。本案に対する各委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第2号から議案第9号につきましては委員長報告のとおり可決されました。議案第14号、議案第22号、令和元年度辰野町一般会計補正予算(第9号)を議題といたします。はじめに質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより議案第 22 号、令和元年度辰野町一般会計補正予算（第 9 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって令和元年度辰野町一般会計補正予算（第 9 号）は原案のとおり可決されました。日程第 15、議案第 28 号、令和元年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。これより質疑討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑討論を終結いたします。これより議案第 28 号、令和元年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 28 号、令和元年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は原案のとおり可決されました。ただ今より暫時休憩といたします。再開時間は 3 時 40 分といたしますので、時間までにお集まりください。

休憩開始 3 時 27 分

再開時間 3 時 40 分

○議 長

再開します。日程第 16、請願・陳情についての委員長報告を議題といたします。本定例会初日に総務産業常任委員会への付託となりました、陳情第 1 号、国土交通省告示第 98 号の履行に関する陳情書、陳情第 2 号、最低制限価格の設定に関する陳情書、陳情第 3 号、耐震診断・耐震改修に関する陳情書、陳情第 5 号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書、以上の 4 件について総務産業常任委員会における審査結果を総務産業常任委員長、向山 光議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長（向山）

本定例会初日に当委員会に付託されました陳情第1号から第3号及び第5号の4件の審査結果を報告いたします。3月12日午後4時55分から、及び13日午後0時10分から総務産業常任委員会室において、委員全員出席のもと慎重に審査を行いました。以下その概要を報告いたします。なお陳情第1号から第3号までの審査に際しては、契約担当であるまちづくり政策課の職員から説明を受けました。陳情第1号、国土交通省告示第98号の履行に関する陳情書、提出者は一般社団法人長野県建築士事務所協会会長小河節郎氏、上伊那支部長松村隆一氏。趣旨は町において建築物の設計・施工管理業務を発注する際に、国土交通大臣告示第98号に準拠した官庁施設の設計業務等積算要領に基づいて、算定が行われることを求めるものであります。町においては、役場に建築士がいないため町内の5社ある建築士に委託して業務発注をしているが、5社とも建築士事務所協会には属していない。業務遂行の適正な水準を維持することを目的とする陳情の趣旨は理解できるが、その趣旨にそって発注した場合、契約金額はかなり高額になることが想定される。町としては指名競争入札によって、競争原理のもとに適正に発注している。以上のことから全員一致で趣旨採択とすべきと決しました。陳情第2号、最低制限価格の設定に関する陳情書、提出者は陳情第1号と同じです。趣旨は、町において建築物の設計施工業務を発注する場合に、最低制限価格を設定することと、その最低制限価格を発注予定額の90%以上に設定することを求めるものです。町の場合最低制限価格制度の施行要綱を定め一般競争入札の建設工事について3社未満の場合85%以上、それ以外の場合90%以上としている、これは委託業務を含んでいない。実際の落札率は90%以上であり業者から特に不満は聞かれない。業務遂行の適正な水準を維持することを目的とする陳情の趣旨は理解できるが、直ちにこれによることは実情に即さないと考える。以上のことから全員一致で趣旨採択とすべきと決しました。陳情第3号、耐震診断・耐震改修に関する陳情書、提出者は陳情第1号と同じです。趣旨は町において耐震診断業務を発注する際に、国土交通大臣告知第670号に準拠した契約を行うこと、また同告示第98号に基づく官庁施設の設計業務等積算基準及び積算要領による業務報酬の算定が行われることを求めるものです。町において特定建築物にあたる公共施設について、耐震工事が完了していない施設は、荒神山体育館と西小の社会体育館の2つであるが、いずれも耐震診断は終了している。陳情第1号同様町内5社によって、公正な入札と業務遂行が期待できる。業務遂行の

適正な水準を維持することを目的とする陳情の趣旨は理解できるが、これによることは実情に即さないと考える。以上のことから全員一致で趣旨採択とすべきと決しました。陳情第5号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書、提出者は上伊那地区労働組合連合会、議長唐澤功氏、趣旨は現行の最低賃金では、健康で文化的な最低限度の生活を営むことができず、また地域間格差の解消も必要であるとして、最低賃金を1,500円以上の全国一律の制度に改めるとともに、中小企業支援策を拡充するよう国に対して求める決議を求めるものです。審査における意見は、1.「政府もさまざまな助成策を出し最低賃金の目標を1,000円にあてている。いきなり1,500円に上げるというのは現実的でない。」「全国地域によって生活費自体が異なる、それを全国一律の賃金形態にするというのは実態からも乖離している。」「中小企業への支援策を拡充することに関しては、必ずしも十分とはいえず賛同できる。」という意見があり、同様にほかに3人から「1,500円というのは無理。」「理想と現実異なる。」「県内でも見合うところは1,400円と出しているところもある。」「中小企業の支援策を充実して経営環境をプラスにする必要がある。」などの発言が出されました。2.「最低賃金は1,000円を目指してきて、次に1,500円を目指すのは良いことだと思う。」「根拠は月22から24万円の収入を得るのに時間で割ると1,500円ということになる、全国で生活費に大きな格差はない。」「都会に若者が流れている。」「最低賃金が上がってきてやっていけない中小企業もある、支援策の拡充は必要である。」という意見が出されました。意見書案に示された3項目のうち、中小企業支援策の充実に関しては、全員賛同できるということでしたが、この陳情の主たる趣旨は、最低賃金を1,500円に上げることと、全国一律最低賃金制度を導入することであることから、中小企業支援策の充実だけについて、一部採択とするというのは趣旨に沿わないということで一致しました。そこで採択するか否かについて採決した結果、賛成少数で採択すべきでないと決しました。

○議長

ただ今の委員長報告に対し、陳情第1号、国土交通省告示第98号の履行に関する陳情書について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。

(議場 なし)

○議長

討論を終結いたします。これより、陳情第1号、国土交通省告示第98号の履行に関する陳情書を採決いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は趣旨採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、陳情第1号は、委員長報告のとおり決しました。次に陳情第2号、最低制限価格の設定に関する陳情書について質疑を行います。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。次に討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

討論を終結いたします。これより陳情第2号、最低制限価格の設定に関する陳情書を採決いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は、趣旨採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって陳情第2号は、委員長報告のとおり決しました。次に陳情第3号、耐震診断・耐震改修に関する陳情書について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。

(議場 なし)

討論を集結いたします。これより陳情第3号、耐震診断・耐震改修に関する陳情書を採決いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は趣旨採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって陳情第3号は委員長報告のとおり決しました。次に陳情第5号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。瀬戸議員、はじめに反対者の発言のほうを許可いたします。

○瀬 戸

私は委員長報告に反対する立場から、討論をさせていただきます。当町の2018年3月議会において、本陳情と同じ内容の陳情が審議されました。そのときは一部採択として全員一致で、国へ意見書を提出いたしました。それから2年、現在の最低賃金、中小企業への支援策は充実してきたのでしょうか。日本の最低賃金は都道府県別になっており、2019年度は最高が東京都の1,013円で長野県は848円です。もっとも低い県で790円、その差は223円になります。1日8時間、1箇月20日間働いた計算で、同じ仕事をしていても年間の給与収入の差は約43万円にもなります。最低賃金が都道府県別になっていることで、都会と地方の格差が拡大し続ける、特に若い人が都会へ出て行き地方の企業では労働力が不足し、苦境に立たされている企業もあります。総務省は都会と地方の生計費については変わらないとの認識を示しています。国は現在、最低賃金1,000円を目指して、毎年34円前後上げていくとしています。1,000円では暮らしていけなくなっているのが現状です。現在の長野県の最低賃金は848円です。月20日の就労では月額賃金は135,680円にしかならず、人たるに値する生活には到底及びません。最低賃金の地域格差をなくし、陳情のとおり1,500円への引き上げを目指すべきです。そして最低賃金の引き上げをやすくするために、中小企業へ国が支援をする、より一層の支援拡充をすることが今求められていると私は考えます。よってこの陳情は採択すべきと考え、委員長報告には反対します。

○議 長

次に、委員長報告に賛成者の発言を許可します。

○舟 橋

委員長報告に賛成の立場から、討論に参加させていただきます。昨年最低賃金が全

国加重平均で27円の引き上げが行われ、長野県においても、10月4日に発行された最低賃金は前年より27円引き上げられ、時間額848円となりました。政府の目標とする1,000円にはまだ及ばないものの、毎年着実に最低賃金の是正が行われています。一方全国の中小企業をとりまく経済環境はとて厳しく、昨今の新型コロナウイルスの拡大により、企業の受けるダメージは甚大なものと思われま。よってそれら中小企業を救済するべく、早急に支援策を打ち出す必要性は、強く感じるところでもあります。本意見書において、最低賃金1,500円以上を目指すとあります。最低賃金は労働者の生活の最低限必要な賃金という意味にとどまらず、雇用する側の支払い能力も考慮しなければなりません。昨年の最低賃金引き上げに伴い中小企業への支援策は出されており、今後もさらに拡充することが期待されますが、中小企業の業績の上昇にはかなりの時間を要することが容易に想像されますので、1,500円という金額は現実とかなり乖離した数字といわざるを得ません。次に最低賃金法を全国一律賃金制度法に改正に関してです。現在首都圏などの都市と地方とでは、物価等生活に必要な費用にかなりの差があるのが現実です。一概に最低賃金を全国一律にすることが国民に平等であるとは言いがたく、現行の地域別最低賃金の方式が妥当と考えます。以上のことから、中小企業への支援策の拡充は強く求めるものの、最低賃金を1,500円以上を目指すこと、最低賃金法を全国一律賃金制度法に改正に関しては反対であり、よって委員長報告に賛成いたします。

○議 長

他にありませんか。討論を終結いたします。これより陳情第5号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書を採決いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は不採択であります。よって原案について起立により採決を行います。原案を採択するに賛成の方、ご起立願います。原案に対して賛成の方ご起立願います。

(議場 起立 3名)

○議 長

起立少数です。よって陳情第5号は不採択とすることに決しました。次に福祉教育常任委員会へ付託となりました、陳情第4号、国に対して「国民健康保険料引き下げのための国庫負担の増額を求める意見書」の提出を求める陳情書、陳情第6号、医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書、以上2件について、福祉教育常任委

員会における審査結果を福祉教育常任委員長、瀬戸純議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長（瀬戸）

それでは報告いたします。本定例会初日に福祉教育常任委員会に付託されました陳情2件について、9月13日午後1時半から福祉教育常任委員会室において委員全員出席のもと慎重に審査を行いました。陳情第4号については上伊那社会保障推進協議会の吉田氏から、陳情理由の説明をしたい旨の申し出があったためこれを許可し説明を受けました。以下その概要を報告いたします。陳情第4号、国に対して「国民健康保険料（税）引き下げのための国庫負担の増額を求める意見書」の提出を求める陳情書、提出者は上伊那社会保障推進協議会、代表者小林伸陽氏、陳情の趣旨は、現在国民健康保険の加入者は無職の高齢者や不安定な雇用状態の派遣、非正規労働者が増大し保険料、税の収入が減ってきています。保険料、税が払えなければ健康保険証がもらえず安心して医療にかかることができません。国の国庫負担が1980年代の50%から現在は約25%まで減らされており、協会けんぽと比べて保険料の自己負担割合が高くなっています。保険料負担の公平性と将来にわたる、国保財政の基盤強化の観点から、全国知事会、全国市長会、全国町村会など地方団体も国庫負担金の増額を要望し続けています。よって国民健康保険料（税）を協会けんぽの保険料並みに引き下げるために、国庫支出金を抜本的に増額することを求める意見書を、国へ提出することを求めるものであります。審査における意見は1.「保険料、税に対する国の負担が減ったことはわかるが、低所得者への軽減税率があるので、国庫の負担は現状で十分だと思うので採択には反対。」2.「社会保障全体で考えたときに、国民健康保険にお金を使っている。国は今後も国民健康保険全体でお金を入れていくとっている、現状でよいと考えるので採択には反対。」3.「納めている金額が高いので国庫負担を多くしてもらえとうれしいが、年金の方が多くなってきている現状と、子供の医療費無料化が進んできている、これ以上国に求めるのはどうかと思うので採択に反対。」等の意見が出されました。審査の結果、全員一致にて不採択とすべきと決しました。次に陳情第6号、医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書、提出者は長野県医療労働組合連合会、執行委員長小林吟子氏、陳情の趣旨は意思の時間外労働、長時間の連続勤務など過酷な勤務体制による過労死や過労自殺が後を絶たず、命を守る現場で医師の命が脅かされています。その背景には絶対的な医師不足があると考えられますが、国は厚生労働者が出した将来推計を元に、2022年度以降の医学部定員減について検討するこ

とを打ち出しました。現在の医師養成の水準を引き下げるとは、地域医療崩壊の危機を招きかねません。日本の医療崩壊を防ぎ、地域住民が安心して暮らせるために医師数を増やすことこそ求められています。そこで2020年度以降の医療養成定数減という方向を見直し、医療現場と地域の実態を踏まえ、医師数をOECD平均以上の水準に増やすことを求める意見書を、国へ提出することを求めるものであります。審査における意見は1.「医師は多くても問題はない、医師を養成する人数を減らすべきではないので採択に賛成。」2.「地域包括ケアの中で中核となる病院での医師は大切だと思うので採択に賛成。」3.「地方に医師が来ない理由は何か、研究や専門医療に医師がいてしまい地域医療を考える医師がいない、医師は必要なので採択に賛成。」4.「地域医療に医師を増やしてほしいから採択に賛成。」等の意見が出されました。審査の結果全員一致にて採択すべきと決しました。委員会における陳情審査2件の審査結果は以上のとおりです。全議員の賛同をいただきますようお願いするものであります。以上委員長報告といたします。

#### ○議長

ただ今の委員長報告に対し、陳情第4号、国に対して「国民健康保険料引き下げのため国庫負担の増額を求める意見書」の提出を求める陳情書について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

#### ○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。吉澤議員。

#### ○吉澤

陳情不採択の委員長報告に対し本陳情を採択すべきとの立場から反対の意見を述べます。国民健康保険の加入者が払う保険料は、同じ所得の協会健保加入者の1.3倍、組合健保加入者の1.7倍も高い水準です。この間、国保の保険料は一人平均年間約40,000円から80,000円へ増え、保険料が所得の2割にもなるケースも出ています。同じ国民なのに国保の加入者は、収入に比べて高すぎる保険料負担を強いられている状況です。保険料が高すぎるため、全国平均で国保加入世帯の15%、長野県でも11%が保険料滞納するという異常事態です。保険料の滞納は、病気になっても医者にかかれないという深刻な事態につながります。辰野町においても町民の命と健康を守るべき国民健康保険が、加入者の暮らしを圧迫し命と健康を脅かす可能性がある制度になっ

ているのではないのでしょうか。国保料が高すぎるために滞納者が増え続け、このままでは国保の運営が立ち行かなくなるとして、全国知事会や全国市長会、全国町村長会は繰り返し国保への国庫負担の抜本的な増額を求めてきました。国保料が高くなっている最大の原因が、国保への国庫負担割合が、この間 50%から 25%へ半分に引き下げられたからです。高すぎる国保料を協会けんぽの負担率並みに引き下げのために、国庫負担を抜本的に増やせという声は、国保の加入者や多くの医療福祉団体のみならず、国保を運営する全国の知事や市町村長の根拠のある要求であります。本陳情はすでに上伊那のいくつかの町村で、採択または採択される見込みになっています。切実な町民の声と全国の知事、市町村長の要望に答え本陳情を採択すべきことを主張し委員長報告に反対の討論とします。

#### ○議 長

次に委員長報告に賛成者の発言を許可します。

#### ○津谷

私は今定例会に提出をされております、陳情 4 号に対しまして委員長報告に賛成の立場から討論をいたします。まず今回の陳情資料は、平成 26 年国保新聞を取り上げての状況内容であります。現状の把握が足りないと読み取れております。この国保新聞の記事の中で、全国知事会の福田富一社会保障常任委員会委員長の述べた内容では、協会けんぽ並の保険料負担率まで引き下げるには約 1 兆円が必要との試算があるとあるだけで、陳情の中身であります公費を 1 兆円投入して、国民健康保険を協会けんぽ並の負担率にするように求めているとは言っていないため、内容を湾曲しているように思います。次に平成 30 年に行われた国保制度改革によって、都道府県も国保の保険者となりました。これに伴い国の責任として、追加の財政支援が行われております。国民健康保険の公費による財政支援の拡充は、平成 26 年低所得者の保険料軽減措置の拡充約 500 億円に加え、毎年約 3,400 億円の財政支援の拡充等を実施することにより、国民の抜本的財政基盤強化を図るように努めております。国保改革の背景には厳しい財政状況を踏まえ、協議を重ねて改革にいたっております。この改革に伴う国の財政支援の拡充もあり、制度が持続可能であるために、関係各所が懸命の協議を重ね改革をしている中で、国庫支出金の抜本的に増額をすることというのは、現実的ではなく不適切と考えております。以上の理由から、本陳情に対しまして反対といたしまして、不採択が妥当と考え委員長報告に賛成をいたします。

○議 長

他にありませんか。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより、陳情第4号、国に対して「国民健康保険料引き下げのため国庫負担の増額を求める意見書」の提出を求める陳情書を採決いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は不採択であります。よって原案について起立により採決を行います。原案を採択するに賛成の方ご起立を願います。原案を採択するに賛成の方起立をお願いします。

(議場 起立3名)

○議 長

起立少数です。よって陳情第4号は不採択とすることに決しました。次に陳情第6号、医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書について、質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより陳情第6号、医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書を採決いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって陳情第6号は委員長報告のとおり決しました。

日程第17、追加提出議案の審議について、議案第29号、辰野町道路線の認定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第29号、辰野町道路線の認定について提案理由をご説明申し上げます。1枚めくっていただきまして位置図をご覧ください。場所は赤羽の真金寺より西側の付近と

なります。令和元年度県営農村地域防災減債事業辰野竜東地区二洞工区の水路工事にかかる事業用地の敷地として、民間会社が宅地造成を行いました、指定道路の中にかかりまして改修する必要が生じました。事業用地の敷地が県または辰野町の公共地でない事業の実施ができないため、敷地所有者から公衆用道路として町へ寄付採納を受けたものでございます。本路線につきましては町道認定基準に適合していることから新規に町道として認定するものでございます。以上提案理由を申し上げます。ご審議いただき原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 29 号、辰野町道路線の認定についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第 29 号は原案のとおり可決されました。

次に議案第 30 号、令和元年度社会資本整備総合交付金事業町道 74 号線工事請負契約についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第 30 号、令和元年度社会資本整備総合交付金事業町道 74 号線工事請負契約について、提案理由を申し上げます。令和元年度社会資本整備総合交付金事業町道 74 号線工事についてコンクリート吹きつけ工、鉄筋挿入工の増工などにより変更する契約金額が政令で定める基準を超えたことにより、請負契約を締結するため辰野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。契約の目的は令和元年度社会資本整備総合交付金事業町道 74 号線工事、契約の方法は一般競争入札、契約金額は 5,335 万円、当初の契約金額は 4,730 万円であります。契約の相手方は長野県上伊那郡辰野町大字小野 1249 番地 1、小野工業株式会社でございます。以上提案理由を申し上げます。内容につきましては建設水道課長から説明申し上げますので、ご審議の上、原案可決くださいま

すようお願い申し上げます。

○建設水道課長

町道 74 号線ですけれども、横川ダムから蛇石へ向かっていく道路のことです。工期につきましては令和 2 年 2 月 7 日から令和 2 年 9 月 30 日までです。工事の内容ですけれども、コンクリートの吹きつけ工 493 平米、鉄筋挿入工 219 箇所です。当初設計で予定した箇所より先に優先して行う場所がありましたので、その変更により施工面積や鉄筋の本数が増工しております。さらに地質の状態が悪い箇所です。鉄筋の長さについても 2 メートルから 2.5 メートルに変更しております。以上です。

○議 長

質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第 30 号、令和元年度社会資本整備総合交付金事業町道 74 号線工事請負契約についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 30 号は原案のとおり可決されました。

日程第 18、議員提出議案の審議について、発議第 1 号、医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長

(発議第 1 号朗読)

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより発議第 1 号、医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書の提出についてを採決いたします。この採決は起立によって行

います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに賛成の方はご起立願います。

(議場 起立 11 名)

○議 長

起立多数です。よって発議第 1 号は、原案のとおり可決されました。

次に発議第 2 号、議会広報編集特別委員会設置に関する決議についてを議題といたします。決議案の朗読をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長

(発議第 2 号朗読)

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。発議第 2 号、辰野町議会運営委員会、山寺はる美委員長から提出されました、議会広報編集特別委員会設置に関する決議を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

引き続き、特別委員会の委員の選任を行います。お諮りいたします。特別委員の選任については、委員会条例第 8 条第 3 項の規定によって指名したいと思います。委員の指名について議会事務局長から朗読いたさせます。事務局長。

○議会事務局長

(朗読)

○議 長

議会広報編集特別委員会の委員の選任については、ただ今朗読した委員のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議会広報編集特別委員会の委員は、ただ今の委員の

とおり選任することに決定しました。

発議第3号、新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書の提出についてを議題といたします。提出者の向山議員から説明を求めます。

○向山

総務産業常任委員会発議にかかる、新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書について提案理由を述べます。昨年秋、中華人民共和国、湖北省武漢市において発生した新型コロナウイルスによる感染症は、急激な勢いで世界各国に拡散し、世界保健機構はパンデミックであると宣言し、いまや欧州を中心に毎日10,000人を数える勢いで感染者が増えています。わが国をはじめ国際的な緊急事態として、感染拡大防止のために行われている封じ込め策は、世界的に深刻な経済混乱を招いています。政府はこれまで感染拡大防止と影響への対策を講じてきましたが、いまだ収束への見通しはたっておりません。感染の懸念だけでなく学校の長期休業に伴う、子どもや家庭への精神的あるいは経済的な影響、経済活動の縮小に伴う企業、事業者や労働者、フリーランスへの影響などさらに深刻化するものと予想されます。こうした緊急かつ重大な事態に対して、国と地方自治体は連携し迅速かつ的確に、対応することが求められています。よって国において早急に必要な措置を講ずるよう、意見書の提出を求めるもので、総務産業常任委員会全員一致で本日の委員会において急遽提案することに決しました。議員各位の賛同をお願いし提案理由の説明といたします。

○議長

議案の朗読をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長

(発議第3号朗読)

○議長

これより質疑、討論を行います。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより発議第3号、新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書の提出についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、ご起立願います。

(議場 起立11名)

○議 長

起立多数です。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第19、辰野町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。お諮りいたします。選挙につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦の方法にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

続いてお諮りいたします。指名推薦の方法につきましては、議長が指名することにしたと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議長が指名することに決定いたしました。ただ今から選挙管理委員4名及び同補充員4名の指名を行います。事務局長に朗読いたさせます。事務局長。

○議会事務局長

(朗読)

○議 長

お諮りいたします。ただ今の選挙管理委員及び同補充員を、当選人と定めることにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よってただ今指名いたしました、選挙管理委員4名及び同補充員4名が当選されました。次に補充員の繰上げ順位を決めます。最初に抽選の順番を決める抽選を行います。小野・川島・上島地区、伊那富地区、唐木沢・辰野地区、竜東地区からそれぞれ1名が当選されましたので、この順に抽選して順番を決めます。ここで各地区の代表者の席を回りますので、抽選を始めてください。

(代表者席に職員が回り、抽選を行う)

○議 長

それでは抽選の順番を事務局長に報告いたさせます。

○議会事務局長

(地区の順番を報告)

○議長

引き続き同じ地区の代表者により、繰り上げ順番の本抽選を行います。抽選を始めてください。

(代表者席に職員が回り、抽選を行う)

○議長

それでは抽選の結果を事務局長に報告いたさせます。

○議会事務局長

(繰り上げ順に氏名を報告)

○議長

ただ今の報告のとおり、補充員の繰り上げ順位は決定いたしました。

日程第 20、議会閉会中の委員会の継続審査についてを議題といたします。総務産業常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から別紙のとおり閉会中の継続審査申出書が提出されました。お諮りいたします。辰野町議会会議規則第 72 条の規定により、各委員長の申し出どおり、議会閉会中の継続審査を認めたいと思います。ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議会閉会中も各委員会の継続審査を認めることに決しました。日程第 21、議員派遣についてを議題と致します。お諮り致します。法第 100 条第 13 項及び辰野町議会会議規則第 124 条の規定により、お手元に配布しましたとおり議員派遣をすることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することに決しました。

以上で、本定例会の日程は、全部終了いたしました。ここで、町長から挨拶を受けます。

○町長

閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。3月2日に開会いたしました、第2回辰野町議会定例会にご提案申し上げます、追加を含む30議案すべてを、原案通り可決いただき感謝申し上げます。特に今議会は、新型コロナウイルス感染が拡大する中、令和2年度予算を審議する重要な議会でありました。第五次総合計画後期基本計画が最終年となり、8つの重点施策の推進により将来人口規模を見据えたまちづくりと、辰野の未来をつくるための投資につながる予算をご説明申し上げご審議いただきました。一般質問では幅広い分野にわたっての検討やご意見をいただき、町の将来を思い真剣にご提案いただいた議員各位には、心から感謝申し上げます。現在新型コロナウイルス感染症に関しましては刻々と情勢が変わり、町内事業者において、さまざまな業種において影響が出始めております。町としても大きな影響を受けている、町内中小企業者に対し何らかの支援が必要と判断し、経営の安定化を図るため金融機関のご協力をいただき、町制度資金で新たに無利子、無担保の融資枠をもうけることと致しました。週明けの23日、月曜日には辰野町商工業振興審議会を急遽開催しまして、ご審議いただき4月1日からの施行に向けて進めてまいります。令和2年度も依然として厳しい財政下ではありますが、議員各位や町民の皆様の英知をお借りしながら、職員と総力戦で事業を遂行してまいり所存であります。議員各位のますますのご健勝、ご多幸をご祈念申し上げ3月定例会閉会にあたりましての挨拶と致します。どうもありがとうございました。

#### ○議長

以上で、本日の会議を閉じます。これをもちまして3月2日に開会いたしました、令和2年第2回辰野町議会定例会を閉会と致します。18日間の長丁場、大変ご苦労様でした。ここで、この3月末をもって定年退職されます、武井庄治住民税務課長、今福孝枝辰野病院事務長より挨拶をしたい旨の申し出がありました。これを許可いたします。はじめに、武井庄治住民税務課長。

#### ○住民税務課長（武井）

本会議終了後の貴重な時間をいただきました。まことにありがとうございます。退任にあたり一言ご挨拶を申し上げます。振り返りますと辰野町への奉職42年前となります。昭和53年4月のこととございました。昭和53年は第33回信州やまびこ国体の開催された年とございました。右も左もわからない半人前の私を、先輩の皆様は導いていただき、同僚の皆様には常に助けていただき、そして最後には信頼おける部下に

支えられた公務員生活でございました。常にどんなときでも、仲間に恵まれたいい人生を送れたと思っております。まことに感謝でございます。最後にこの辰野町が、そして本日お集まりの全ての皆様が、ますます発展ご活躍されることをご祈念申し上げ、簡単でございますが退任の挨拶とさせていただきます。長い間まことにありがとうございました。お世話になりました。

(議場 拍手)

○議長

今福孝枝辰野病院事務長。

○辰野病院事務長(今福)

貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。定年退職という区切りを迎えるにあたり一言お礼を申し上げます。私、昭和53年4月に入職し以来42年間辰野町職員として勤務してまいりました。この42年という年月を振り返りますと本当に大きな社会変化を遂げてきました。そろばんからパソコンへとまるでタイムマシンに乗ってきた気がします。当時女性職員は事務を行う傍ら毎日3回のお茶くみとタバコの灰殻の始末を行っていました。さらに役職なんてまったく考えられない時代で、女性が初めて係長になったのはおそらく平成の初めころだったと思います。課長職にいたっては平成20年度が初でした。このような時代背景の中で私も数々の課を経験させていただきました。最後の職が病院という行政とはまったく違う世界で、本当に多くのことを学ばさせていただきました。ここまでこられたのも、ここにおられる議員の皆様はじめ、多くの諸先輩方や職員の方の支えがあったものと感謝しております。本当にありがとうございました。本日人事異動の内示がありまして、引き続き現職をということですので、皆様方には今後ともまたお世話になりますが、引き続きよろしく願いいたします。大変ありがとうございました。

(議場 拍手)

○議長

議長としましても、武井住民税務課長は、あらゆる部署におけるオールランドプレーヤーとして、役場の大切なところを支えていただきましたし、今福病院事務長は、本当にですね病院の事務局の中心としてですね、まさに病院の顔としてがんばっていただきました。まだまだこれからですね、町のために役にたっていただけだと思います。お二人のご功績に対しまして最後にもう一度ですね、温かい拍手をして送り出し

たいと思います。ありがとうございました。

(議場 拍手)

○議長

終了します。

#### 10. 閉会の時期

3月19日 午後4時44分 閉会

この議事録は、議会事務局長 中畑 充夫、庶務係長 田中香織の記録したものであって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 4 番

署名議員 5 番